

「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」に対して寄せられた意見及びそれらに対する考え方

平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日
情報通信行政・郵政行政審議会

意見 聴覚障がい者等も電話を利用できるように、ユニバーサルサービスの定義を見直し、ユニバーサルサービスの一環として電話リレーサービスを位置づけるべき。	考え方
<p>○ 聴覚障害者、盲ろう者、発話障害のある人なども電話を利用できるように、ユニバーサルサービスの定義を見直し、ユニバーサルサービスの一環として電話リレーサービスの提供をお願い致します。</p> <p>ITU-T の 2014 年 11 月の Model ICT accessibility Policy Report の 10～11 ページにおいて、「ユニバーサルサービスの対象に障害者を含めるべきである」と勧告されています。</p> <p>また、障害者権利条約の第 9 条においても通信サービスへのアクセスは求められています。韓国やタイにおいても、このサービスは通信のアクセシビリティの問題として既に公的に取り組まれています。</p> <p>前向きなご検討をお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【日本財団】</p> <p>○ 障害者権利条約を批准し、障害者差別解消法の施行により、交付金の対象に視聴覚障害者に対する通話の補償をする業務を追加すべきと思います。</p> <p>高齢者を含む聴覚障害者は、音声の通話が困難です。欧米で実施されている聴覚障害者向けの電話リレーサービスの実施のために、交付金を使うべきです。</p> <p>障害者権利条約の批准後、障害者差別解消法が施行されています。通信事業者の通話のユニバーサルサービス化を図ることは通信事業が公益性の観点から義務化に等しいものです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> <p>○ 今回のパブコメは、ユニバーサルサービス制度における、徴収料金の妥当性等に関するコメントを求めているものであり、これは現在のユニバーサルサービス制度の目的が、日本国民が全国「どこでも」電話通信のサービスが享受できるようにするために設けられた制度としているためと認識されます。</p> <p>しかし、「ユニバーサル」という言葉の定義を考えた時、「どこでも」に加えて「誰でも」電話通信のサービスを享受できるという視点が必要ではないでしょうか。具体的に言えば、ろう者、難聴者の聴覚障害者さらには、視覚障害者、移動障害者、認知障害を持つ人達も電話通信のサービスが享受できるということです。</p>	<p>○ 我が国のユニバーサルサービス制度は、NTT東日本・西日本による加入電話等のユニバーサルサービスを、引き続き、地域間格差なく提供することを確保するための制度である。</p> <p>○ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備を提供する電気通信役務は、現行制度において、ユニバーサルサービス交付金の交付による支援の対象となっており、この中において、障害者の方々の通信について現行制度における支援が行われているところ。</p> <p>○ 支援対象の在り方については、IP化の今後の見通しも踏まえ、別途、総務省において、必要に応じ検討していくことが適当と考えられる。</p>

この考え方は、すでに世界的にも浸透しており、ITU-T の 2014 年 11 月の Model ICT accessibility Policy Report でも、ユニバーサルサービスの利用者の定義として「障害者を含む ICT サービスの利用者である個人」(“Users” means individuals who are consumers of ICT services, including persons with disabilities.)と、利用者のなかに障害者を明記しています。

今年 4 月の障害者差別解消法の施行など障害者を囲む環境は大きく変化しており、今回のパブリコメを契機にユニバーサルサービス制度の在り方について幅広い観点で検討され、諸外国と同様に持続可能なあるべきユニバーサルサービス制度を国として構築することを強く要望するものです。

【個人】